

4. 物品・委託

4.2. 基本事項等（物品・委託）

4.2.工. 共通申請事項にあたっての留意事項

(イ) 合併・分割等の取扱いについて

合併・分割等により会社が設立・解散した場合は、以下の区分けに沿って手続きを行ってください。

	事 例	事 務 処 理								
吸 収 合 併	B法人がA法人を吸収、合併する場合 A法人 (解散) B法人 (存続) 合併 B法人	B法人が共同受付参加団体のいずれかに資格登録がある場合 →商号変更や営業品目の追加等がある場合は、変更申請を行ってください。なお、等級区分の変更は行いません。 B法人が共同受付参加団体のいずれにも未登録の場合 →B法人が新規申請を行ってください。 ただし、登録先が「長野市」又は「茅野市」だけの場合は変更申請で対応可の場合もあります。変更申請での対応を希望する場合は、それぞれの市に直接お問い合わせください。 各審査項目は、合併を確認できる書類を提出することで、以下の取り扱いもできることとします。 <table><tr><td>営業年数</td><td>事業開始時からの年数 (営業内容が同じであれば、分割前法人分も通算可とする)</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>B法人の申請時の従業員数</td></tr><tr><td>資本金</td><td>B法人の申請時の資本金</td></tr><tr><td>純資産額 年間売上高 流動資産額 流動負債額</td><td>合併元法人すべて（左表の場合、A法人及びB法人）の選択した同年度の各項目の決算の数値を合算する。 12月分ない決算数値も可。 A法人とB法人で年度が異なる決算の合算は認めない。</td></tr></table> 確認書類例：吸収合併契約書、株主総会議事録、両法人の選択した同年度の決算書	営業年数	事業開始時からの年数 (営業内容が同じであれば、分割前法人分も通算可とする)	従業員数	B法人の申請時の従業員数	資本金	B法人の申請時の資本金	純資産額 年間売上高 流動資産額 流動負債額	合併元法人すべて（左表の場合、A法人及びB法人）の選択した同年度の各項目の決算の数値を合算する。 12月分ない決算数値も可。 A法人とB法人で年度が異なる決算の合算は認めない。
	営業年数	事業開始時からの年数 (営業内容が同じであれば、分割前法人分も通算可とする)								
	従業員数	B法人の申請時の従業員数								
資本金	B法人の申請時の資本金									
純資産額 年間売上高 流動資産額 流動負債額	合併元法人すべて（左表の場合、A法人及びB法人）の選択した同年度の各項目の決算の数値を合算する。 12月分ない決算数値も可。 A法人とB法人で年度が異なる決算の合算は認めない。									
	事 例	事 務 処 理								

対 等 合 併	A法人とB法人が合併し、C法人を設立する場合 A法人 (解散) B法人 (解散) 合併 C法人 (新設)	C法人が新規申請を行ってください。 ただし、登録先が「長野市」又は「茅野市」だけの場合は変更申請で対応可の場合もあります。変更申請での対応を希望する場合は、それぞれの市に直接お問い合わせください。 各審査項目は、合併を確認できる書類を提出することで、以下の取り扱いもできることとします。 <table><tr><td>営業年数</td><td>事業開始時からの年数 (営業内容が同じであれば、合併前法人分も通算可とする)</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>C法人の申請時の従業員数</td></tr><tr><td>資本金</td><td>C法人の申請時の資本金</td></tr><tr><td>純資産額 年間売上高 流動資産額 流動負債額</td><td>合併元法人すべて（左表の場合、A法人及びB法人）の選択した同年度の各項目の決算の数値を合算する。 12月分ない決算数値も可。 A法人とB法人で年度が異なる決算の合算は認めない。</td></tr></table> 確認書類例：吸収合併契約書、株主総会議事録、両法人の選択した同年度の決算書	営業年数	事業開始時からの年数 (営業内容が同じであれば、合併前法人分も通算可とする)	従業員数	C法人の申請時の従業員数	資本金	C法人の申請時の資本金	純資産額 年間売上高 流動資産額 流動負債額	合併元法人すべて（左表の場合、A法人及びB法人）の選択した同年度の各項目の決算の数値を合算する。 12月分ない決算数値も可。 A法人とB法人で年度が異なる決算の合算は認めない。
営業年数	事業開始時からの年数 (営業内容が同じであれば、合併前法人分も通算可とする)									
従業員数	C法人の申請時の従業員数									
資本金	C法人の申請時の資本金									
純資産額 年間売上高 流動資産額 流動負債額	合併元法人すべて（左表の場合、A法人及びB法人）の選択した同年度の各項目の決算の数値を合算する。 12月分ない決算数値も可。 A法人とB法人で年度が異なる決算の合算は認めない。									
会 社 分 割 Ⅰ 【吸収分割】	A法人の一部をB法人に分割する場合 A法人 部門等 分割 B法人	B法人が共同受付参加団体のいずれかに資格登録がある場合 →商号変更や営業品目の追加等がある場合は、変更申請を行ってください。なお、等級区分の変更は行いません。 B法人が共同受付参加団体のいずれにも未登録の場合 →B法人が新規申請を行ってください。 各審査項目は、承継が確認できる書類を提出することで、以下の取り扱いもできることとします。 <table><tr><td>営業年数</td><td>事業開始時からの年数 (営業内容が同じであれば分割元法人分も通算可とする)</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>B法人の申請時の従業員数</td></tr><tr><td>純資産額 年間売上高 流動資産額 流動負債額</td><td>B法人の直近の決算書の数値による。 A法人からの分割譲渡された部門の各項目の数値が確認できた場合に限り、その数値も合算することを認める。</td></tr></table> 確認書類例：分割契約書（分割計画書）、株主総会議事録	営業年数	事業開始時からの年数 (営業内容が同じであれば分割元法人分も通算可とする)	従業員数	B法人の申請時の従業員数	純資産額 年間売上高 流動資産額 流動負債額	B法人の直近の決算書の数値による。 A法人からの分割譲渡された部門の各項目の数値が確認できた場合に限り、その数値も合算することを認める。		
営業年数	事業開始時からの年数 (営業内容が同じであれば分割元法人分も通算可とする)									
従業員数	B法人の申請時の従業員数									
純資産額 年間売上高 流動資産額 流動負債額	B法人の直近の決算書の数値による。 A法人からの分割譲渡された部門の各項目の数値が確認できた場合に限り、その数値も合算することを認める。									

会社分割Ⅱ【新設分割】

A法人が会社分割し、B法人を設立する場合

The diagram illustrates the process of a company split. A large rectangular box contains two smaller boxes at the top: 'A法人' (A Corporation) on the left and '部門等' (Departments, etc.) on the right. An arrow labeled '分割' (Division) points from the '部門等' box down to a box labeled 'B法人 (新設)' (B Corporation (Newly Established)). The entire diagram is enclosed in a double-line border.

B法人が新規申請を行ってください。。
各審査項目は、承継が確認できる書類を提出することで、以下の取り扱いもできることとします。

営業年数	事業開始時から年数 （営業内容が同じであれば、分割元法人分も通算可とする）
従業員数	B法人の申請時の従業員数
資本金	B法人の申請時の資本金
純資産額 年間売上高 流動資産額 流動負債額	0円 A法人からの分割譲渡された部門の各項目の数値が確認できた場合に限り、その数値も合算するB法人の資産が明確である場合はその数値とすることもみとめる。 又は、貸借対照表上の項目については、開始貸借対照表により、B法人の数値が明確である場合は、その数値とすることも認める。

確認書類例：分割契約書（分割計画書）、株主総会議事録、開始貸借対照表